

**香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例施行規則（案）**

（趣旨）

第1条 この規則は、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例（平成18年香取市条例第132号。以下「条例」とい
う。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共的団体の範囲）

第2条 条例第4条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものと
する。

- （1） 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法
人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本下
水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政
法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法
人雇用・能力開発機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- （2） 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された
地方住宅供給公社
- （3） 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道
路公社
- （4） 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第
1項の規定により設立された土地開発公社
- （5） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認
可された土地改良区
- （6） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定によ
り認可された土地区画整理組合
- （7） 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2
分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に
関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があると市長が認定し
たもの

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体

認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（安全基準）

第2条の2 条例第5条の2の安全基準は、別表第4の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。ただし、含有量基準の表に掲げる項目については、自然物たる土砂以外の土砂等に適用する。

（許可の申請）

第3条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て等許可申請書（別記第2号様式）とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- （1） 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- （2） 申請者が条例第7条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- （3） 申請者が条例第7条第1項第1号カに規定する未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合においては、代理権を証明する書面、登記事項証明書並びに役員の氏名及び住所を記載した書類）
- （4） 申請者に第3条の2に規定する使用人がある場合においては、その者の氏名及び住所を記載した書類
- （5） 小規模埋立て等の区域の位置図及び付近の見取図
- （6） 小規模埋立て等の区域の平面図及び断面図（埋立て等の前後の構造が確認できるものに限る。）
- （7） 小規模埋立て等の区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- （8） 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
- （9） 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書
- （10） 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- （11） 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面

- (12) 小規模埋立て等の区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書（別記第3号様式）及び地質分析結果証明書（別記第4号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
 - (13) 小規模埋立て等の区域の土地が借地の場合にあっては、小規模埋立て等を行う土地の所有者（借地権を有する者を含む。以下同じ。）との契約書（契約前の場合は、両者による確認書）の写し
 - (14) 小規模埋立て等区域に隣接する土地所有者等の同意を証する書面（農地の場合は耕作者を含む。）
 - (15) 小規模埋立て等区域から、周囲200メートル（当該小規模埋立て等の区域内に居住する世帯の数が30世帯未満の場合にあっては500メートル）以内の居住者（世帯主）4分の3以上の承諾書（法令等に基づき許可等がなされた採取場から採取された土砂等のみを用いて行う小規模埋立て等は除く。）
 - (16) 誓約書（別記第5号様式）及び印鑑登録証明書
 - (17) 小規模埋立て等の区域からの排水の排水地点での水路等の管理者及び水利権者の同意を証する書面
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
- 3 条例第6条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等（一時たい積）許可申請書（別記第6号様式）とする。
- 4 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第5号、第7号及び第11号から第16号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- （使用人）
- 第3条の2 条例第7条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申

請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（構造上の基準）

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時たい積事業の場合にあつては、別表第3に定めるとおりとする。

（構造上の基準に係る適用除外）

第5条 条例第7条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

（変更の許可の申請等）

第6条 条例第8条第1項の規則で定める軽微な変更は、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに搬入計画の変更（自然物たる土砂以外の土砂等に変更する場合を除く。）とする。

2 条例第8条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等変更許可申請書（別記第7号様式）とする。

3 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第8条第3項の規定による届出は、小規模埋立て等変更届（別記第8号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第7条 条例第10条の規定による届出は、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届（別記第9号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第10条の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が

発行した土砂等採取元証明書（別記第10号様式）とする。

3 条例第10条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

（土砂等の量等の報告）

第8条 条例第11条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から4月ごとに当該4月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出の時）に、小規模埋立て等状況報告書（別記第11号様式）を提出して行わなければならない。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第11条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該一時たい積を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（一時たい積を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出の時）に小規模埋立て等（一時たい積）状況報告書（別記第12号様式）を提出して行わなければならない。

（地質検査等の報告）

第9条 条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から4月ごと（条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、次に掲げる方法により行わなければならない。

（1）地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中

中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点)の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、一試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

3 条例第12条の水質検査は、小規模埋立て等を開始した日から4月ごと(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に基づく測定方法により行わなければならない。

4 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

5 条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から4月ごとに当該4月を経過した日から1週間以内(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで)に小規模埋立て等地質等検査報告書(別記第13号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所を記載した図面及び現場写真
- (2) 検査試料採取調書及び地質分析結果証明書
- (3) 検査試料採取調書及び排水汚染状況測定結果証明書（別記第14号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

6 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで）に前条の規定の報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（標識）

第10条 条例第14条第1項に規定する標識の様式は、小規模埋立て等に関する標識（別記第15号様式）とする。

2 条例第14条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及びその番号
 - (2) 小規模埋立て等の目的
 - (3) 小規模埋立て等区域の所在地
 - (4) 小規模埋立て等を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
 - (5) 小規模埋立て等の施工期間
 - (6) 小規模埋立て等区域の面積
 - (7) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時たい積にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
 - (8) 現場責任者の氏名
 - (9) 小規模埋立て等区域の見取図
- （小規模埋立て等の廃止等の届出）

第11条 条例第15条第2項の規定による届出は、小規模埋立て等廃止（中止）届（別記第16号様式）を提出して行わなければならない。

（小規模埋立て等の完了の届出）

第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模埋立て等完了届（別記第17号様式）を提出して行わなければならない。

（承継の届出）

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、小規模埋立て等承継届（別記第18号様式）を提出して行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第14条 条例第26条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第19号様式）とする。

（公表の方法）

第15条 条例第27条の規定による公表は、広報への掲載その他の方法により行うものとする。

（自己の住宅建設等への特例）

第16条 条例第29条の規定により、市長が特例を認めることができる場合は、自己所有の土地であって住宅建設等を目的として小規模埋立て等（営業を目的として行う場合を除く。）を行う場合であり、かつ、安全性及び事業完了後1年以内に住宅等の建設に着手することが確認できる場合とする。

2 前項の事業主には、次に掲げる特例措置を行う。

（1） 第3条第2項第12号及び第15号の規定は適用しない。

（2） 条例第12条の規定は、環境等に被害を与えるおそれがないと認めた場合は、これを免除することができる。

（3） 特例申請の理由により、市長が適当と認める事項

3 条例第29条の規定による特例措置を受けようとする者は、第3条に規定する小規模埋立て等許可申請書（別記第2号様式）及び小規模埋立て等特例措置申請書（別記第20号様式）を提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐原市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年佐原

市規則第33号)、小見川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(平成10年小見川町規則第4号)、山田町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(平成10年山田町規則第14号)又は栗源町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(平成9年栗源町規則第9号)に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年10月1日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年3月25日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年12月25日規則第29号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年 月 日規則第X号)

(施行期日)

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1 (第3条第2項第11号、第5条)

1 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項の規定により砂防指定地に

おける許可を要する行為

- 2 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び第14条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地

- の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
 - 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
 - 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為
 - 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の15第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
 - 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
 - 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
 - 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
 - 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
 - 23 宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業等
 - 24 香取市風致地区条例（平成25年香取市条例第25号）第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
 - 25 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
 - 26 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第2（第4条）

小規模埋立て等の構造上の基準

- 1 小規模埋立て等を行う区域の地盤が滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に小規模埋立て等を行う場合にあっては、小規模埋立て等を行う前の地盤と小規模埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 小規模埋立て等の高さ（小規模埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該小規模埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生	その他	10メートル以下	

	土			以上のこう配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

4 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

5 小規模埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、必要に応じ、のり面の途中に小規模埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。

6 小規模埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8 小規模埋立て等の行われる区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第4条）

1 一時たい積が行われる区域と隣接地との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。

2 土砂等のたい積が最大となった場合の高さは5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積が最大となった場合ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第2条の2、第7条第4項、第9条第1項第3号）

溶出量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K 0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1に定める方法を除く。）
有機 ^ひ 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表第2に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格65・2に定める方法
砒 ^ひ 素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下かつ埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の検定の方法を定める総理府令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3

	と。	に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
シス—1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

1・1・2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67・2又は3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34・1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47・1若しくは47・3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

1・4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	水素指数5.8以上8.6以下であること。	規格12・1に定める方法

含有基準

カドミウム及びその化合物	試料1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下	規格55に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム	試料1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下	規格65・2に定める方法（ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170—7の7のa又はbに定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	試料1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下	規格38に定める方法（規格38・1・1に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	試料1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下、「水質環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	試料1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下	規格67・2、67・3又は67・4に定める方法
鉛及びその化合物	試料1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下	規格54に定める方法（準備操作にあっては、規格52の備考6に定める方法を除く）
砒素及びその化合物	試料1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下	規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	試料1キログラムにつきふ	規格34・1若しくは34・4に定め

化合物	っ素4,000ミリグラム以下	る方法又は規格34・1 c（注6第3文を除く）に定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法（ただし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合には、当該方法と併せて規格34・1に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、平成3年環境庁告示第46号の例によるものとする。）
ほう素及びその化合物	試料1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下	規格47・1、47・3又は47・4に定める方法
ダイオキシン類	試料1グラムにつき1,000ピコグラム-TEQ以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
塩分（塩素）濃度	試料1キログラムにつき500ミリグラム以下	農林水産省「農地の除塩マニュアル」3.2.（1）、又は「土壌環境分析法」に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 水素イオン濃度にあつては、次に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリエチレン容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1 N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてp H7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）。
 - (3) (2)をかくはん振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
 - (4) 測定結果にはp H（H₂O）又はp H（K C l）と付記し、測定条件を明確にする。
- 5 塩分（塩素）濃度にあつては、次に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 - (1) 乾土10グラム相当量の生土又は風乾細土を125ミリリットル容のポリエチレン製振とう容器にとる。
 - (2) 土壌水分を考慮して乾土に対する水の比が1：5になるように純水を加える。
 - (3) (2)を60分間振とうした後、No.6程度の乾燥ろ紙でろ過する。
 - (4) 試料液を更に0.45μ mのメンブランフィルターでろ過し、C l⁻をイオンクロマトグラフィーで測定する。

別記

第1号様式（第2条第2項）

別記

第1号様式（第2条第2項）

公共的団体認定申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

⑩

電話番号

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第2号様式（第3条第1項）

第2号様式（第3条第1項）

（表）

小規模埋立て等許可申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話番号

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条第1項の規定により、小規模埋立て等の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立て等区域の位置及び面積	香取市	小規模埋立て等区域の面積 (実測) m ²
小規模埋立て等区域の表土の地質の状況……別添のとおり		
小規模埋立て等に使用される土砂等の量及び小規模埋立て等の期間	土砂等の使用量 m ³ 年 月 日～ 年 月 日	
小規模埋立て等が完了した場合の特定事業区域の構造……別添図面 のとおり		
小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項……別紙のとおり		
小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置……別添図面 のとおり		
小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置……別添施工図面 のとおり		

別紙

小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

採取場所・排出事業者名	搬入計画等					備考
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂の 種類	
			～	～		

注 搬入土砂の種類欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

第3号様式（第3条第2項第12号、第3条第4項第1号、第7条第3項、第9条第5項第2号、第9条第5項第3号）

第3号様式（第3条第2項第12号、第3条第4項第1号、第7条第3項、第9条第5項第2号、第9条第5項第3号）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

㊟

連絡先電話

別添地質分析結果証明書（排水汚染状況測定結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了） 排水（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地 質 分 析 の 場 合 採 取 深 度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析結果証明書、排水汚染状況測定結果証明書に記載された番号等を記載すること。

第4号様式（第3条第2項第12号、第3条第4項第1号、第7条第3項、第9条第5項第2号）

第4号様式（第3条第2項第12号、第3条第4項第1号、第7条第3項、第9条第5項第2号）

地質分析結果証明書					
_____様		_____年 月 日			
		分析機関名 代 表 者 ⑤ 所 在 地 電 話 番 号 環 境 計 量 士 ⑥			
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に規定する方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。 (検体区分)					
計量の対象	単 位	測定値	定 量 下 限 値	基準値	測 定 方 法
(溶出試験)					
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く。)
有機 ^{りん} 燐	mg/l			不検出	昭和49環告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法 以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒 ^ひ 素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3
P C B	mg/l			不検出	昭和46環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニル モノマー)	mg/l			0.002	平成9環告第10号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46環告第59号付表4
シマジン	mg/l			0.003	昭和46環告第59号付表5第1、第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46環告第59号付表5第1、第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67.2、3
ふっ素	mg/l			0.8	昭和46年環告第59号付表6
ほう素	mg/l			1	昭和46年環告第59号付表7
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46年環告第59号付表7
水素イオン濃度	水素指数			5.8~8.6	日本工業規格 K0102 12.1
農用地 田に限る	砒 ^ひ 素	mg/kg		15	昭和50総令第31号第1条第3項及び 第2条
	銅	mg/kg		125	昭和47総令第66号第1条第3項及び 第2条
					含有試験

(含有試験)					
カドミウム及びその化合物	mg/kg		150	日本工業規格 K0102 55	
六価クロム	mg/kg		250	日本工業規格 K0102 65.2	
シアン化合物	mg/kg		50	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く。)	
水銀及びその化合物	mg/kg		15	昭和46環告第59号付表1	
セレン及びその化合物	mg/kg		150	日本工業規格 K0102 67.2、3、4	
鉛及びその化合物	mg/kg		150	日本工業規格 K0102 54	
砒素及びその化合物	mg/kg		150	日本工業規格 K0102 61	
ふっ素及びその化合物	mg/kg		4,000	日本工業規格 K0102 34.1、4、1c、昭和46年環告第59号付表6	
ほう素及びその化合物	mg/kg		4,000	日本工業規格 K0102 47.1、3、4	
ダイオキシン類	pg-TEQ/g		1,000		
塩分(塩素)濃度	mg/kg		500		
検体の性状	形状		色		匂い
備考					

第5号様式（第3条第2項第16号）

第5号様式（第3条第2項第16号）

誓 約 書

年 月 日

香取市長 様

土地所有者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

小規模埋立て等を行う者（連帯保証人）

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話番号

私たちは、次の土地の小規模埋立て等の事業を実施するに当たり、「香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を遵守するとともに事業施行中及び完了後においても、これが起因と認められる発生被害について、その補償の請求に応じ、自らの責任において苦情及び紛争を解決することを誓約し、連帯して保証します。

土地の所在地

所 在	地 番	地 目	面 積	備 考

注 土地の所有者及び小規模埋立て等を行う者の印は、印鑑登録されている印を押印するものとする。

第6号様式（第3条第3項）

第6号様式（第3条第3項）

（表）

小規模埋立て等（一時たい積）許可申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条第2項の規定により、一時たい積の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

一時たい積区域の位置及び面積	地番	一時たい積区域 (実測) m ²	
一時たい積区域の表土の地質の状況……別添のとおり (表土と一時たい積に使用される土砂等が遮断される構造の場合……別添図面のとおり)			
一時たい積に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量	m ³ 、1日平均	m ³
	年間の搬出予定量	m ³ 、1日平均	m ³
一時たい積の実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
一時たい積に供する施設及び土砂等の堆積の構造……別添図面 のとおり			
一時たい積に供する施設及び一時たい積区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために設置する施設の構造……別添図面 のとおり			
一時たい積に使用される土砂等について、土砂等の採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置……別添図面 のとおり			

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）2 一時たい積区域の位置及び付近の見取図3 一時たい積区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 一時たい積が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面5 一時たい積の区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書（別記第3号様式）及び地質分析結果証明書（別記第4号様式）6 一時たい積の区域の土地が借地の場合にあつては、一時たい積を行なう土地の所有者との契約書の写し7 一時たい積区域に隣接する土地所有者等の同意を証する書面8 一時たい積区域から、規則で定める範囲内の居住者（世帯主）の承諾書9 誓約書（別記第5号様式）及び印鑑登録証明書10 一時たい積区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）11 その他（ ）

第7号様式（第6条第2項）

第7号様式（第6条第2項）

（表）

小規模埋立て等事業変更許可申請書

年 月 日

香取市長 様

申 請 者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付け香取市指令第 号で許可を受けた事項について、変更したいので、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 小規模埋立て等区域の位置及び付近の見取図2 小規模埋立て等区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限り、一時たい積の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）3 小規模埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書5 小規模埋立て等の構造上の基準に適合していることを証する書面6 小規模埋立て等区域の表土の地質検査を行った地点の位置及び地質分析結果証明書（別記第4号様式）、一時たい積の場合で土砂等が遮断される構造の場合はその構造図7 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書8 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書9 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面10 小規模埋立て等区域の土地が借地の場合は、土地所有者との契約書の写し11 小規模埋立て等区域に隣接する土地所有者等の同意を証する書面12 小規模埋立て等区域から、規則で定める範囲内の居住者の承諾書13 小規模埋立て等区域からの排水地点での水路等の管理者及び権利者の同意を証する書面14 その他（ ）

第 8 号様式（第 6 条第 4 項）

第 8 号様式（第 6 条第 4 項）

小 規 模 埋 立 て 等 変 更 届

年 月 日

香取市長 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

年 月 日付け香取市指令第 号で許可を受けた事項について、変更したので、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
住 所（所在地）		
氏 名（名 称）		
法 人 の 代 表 者		
小規模埋立て等に使用される土砂等の量（一時たい積の場合は搬入、搬出の予定量）		
小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所		
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画		

注 住所又は氏名の変更の場合にあつては住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。

第9号様式（第7条第1項）

第9号様式（第7条第1項）

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

香取市長 様

届 出 者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

年 月 日付け香取市指令第 号で許可を受けた事業について、土砂等を搬入したいので、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の採取場所
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真……別添のとおり
- 3 土砂等の採取工事名等
- 4 土砂等の全体搬入量 m^3
（うち今回の搬入量 m^3 ）
- 5 土砂等の搬入期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 土砂等の搬入の事業者名

第10号様式（第7条第2項）

第10号様式（第7条第2項）

土砂等採取元証明書

年 月 日

_____様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者 ㊦

電話番号

次の工事現場から発生する土砂について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工 事 施 行 場 所	
発 注 者	
工 事 施 行 期 間	
当該工事に係る土砂発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂の量	m ³ （5,000m ³ 以内）
発生土砂の地質分析結果証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂運搬契約者名	住所 氏名
発生土砂最終処分事業者名	住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

第11号様式（第8条第1項）

第11号様式（第8条第1項）

小規模埋立て等状況報告書

年 月 日

香取市長 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 香取市指令第 号				
小規模埋立て等区域の面積		m ² （うち実施済面積		m ² ）	
小規模埋立て等に使用される土砂等の量		m ³ （うち実施済量		m ³ ）	
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
採取場所・排出事業者名	採取計画量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備 考
合 計					

第13号様式（第9条第5項）

第13号様式（第9条第5項）

小規模埋立て等地質等検査報告書

年 月 日

香取市長 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

電話番号

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条の規定により、地質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 香取市指令第 号
土砂等及び排水の採取場所……別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析結果証明書……別添のとおり	
排水汚染状況測定結果証明書……別添のとおり	

第14号様式（第9条第5項第3号）

第14号様式（第9条第5項第3号）

排水汚染状況測定結果証明書				年 月 日
_____様				分析機関名
				代表者
				所在地
				電話番号
				環境計量士
年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。（検体区分 _____）				
計量の対象	単 位	測定値	定 量 下 限 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く。)
有機燐	mg/l			昭和49環告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg/l			日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			昭和46環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l			昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3
PCB	mg/l			昭和46環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l			平成9環告第10号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l			昭和46環告第59号付表4
シマジン	mg/l			昭和46環告第59号付表5第1、第2
チオベンカルブ	mg/l			昭和46環告第59号付表5第1、第2
ベンゼン	mg/l			日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l			日本工業規格 K0102 67.2、3
銅	mg/l			日本工業規格 K0102 52
ふっ素	mg/l			昭和46年環告第59号付表6
ほう素	mg/l			昭和46年環告第59号付表7
1, 4-ジオキサン	mg/l			昭和46年環告第59号付表7
浮遊物質	mg/l			
水素イオン濃度指数	—			
備考				

第15号様式（第10条）

第15号様式（第10条）

120cm以上			
90 cm 以 上	小規模埋立て等に関する標識		
	事業の許可	年 月 日 香取市指令第 号	
	事業の目的		
	事業場の所在地		
	事業者の住所、 氏名、連絡先	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
		連絡先	
	事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日	
	小規模埋立て等 区域の面積	事業区域の見取図	
	土砂等の採取場所 及び搬入予定量 （一時たい積の場合 は、土砂等の年間 の搬入及び搬出 予定量）		
現場責任者の氏名			
↑ 50cm以上 ↓			

第16号様式（第11条）

第16号様式（第11条）

小規模埋立て等廃止（中止）届

年 月 日

香取市長 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

Ⓜ

電話番号

小規模埋立て等の事業を廃止（中止）したいので、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の許可	年 月 日	香取市指令第	号
小規模埋立て等の期間等	計画期間	年 月 日～	年 月 日
	廃止の期日	年 月 日	
	（中止期間	年 月 日～	年 月 日）
小規模埋立て等を廃止した場合は、小規模埋立て等区域の構造……別添図面のとおり			
小規模埋立て等を中止した場合は、小規模埋立て等区域以外の地域への当該埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 ……別添施工図面のとおり			
一時たい積のうち土砂等がたい積されている面積			m ²

第17号様式（第12条）

第17号様式（第12条）

小規模埋立て等完了届

年 月 日

香取市長 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

小規模埋立て等が完了したので、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の 許可	年 月 日 香取市指令第 号
小規模埋立て等の 期間	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した小規模埋立て等区域の構造……別添図面のとおり	

第18号様式（第13条）

第18号様式（第13条）

小規模埋立て等承継届

年 月 日

香取市長 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

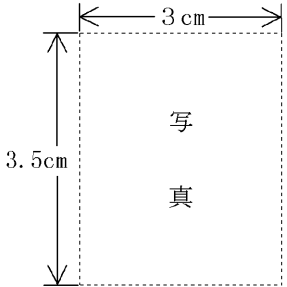
小規模埋立て等の事業を承継したので、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の 許 可	年 月 日 香取市指令第 号
承継前の事業者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
事業の承継を証する書面……別添のとおり	

第19号様式（第14条）

第19号様式（第14条）

（表）

	第 号
	職氏名 生年月日 年 月 日 上記の者は、香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。 年 月 日発行 香取市長 印

9.1cm

（裏）

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋） （立入検査） 第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	5.5cm
--	-------

第20号様式（第16条第3項）

第20号様式（第16条第3項）

小規模埋立て等特例措置申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第29条の規定に該当するので、特例措置を受けたいので、次のとおり申請します。

小規模埋立て等 区域の位置及び面積	地番	面積 m ²
特例申請の理由		
住宅建設着工予定日	年 月 日	
備考		